

齋王、面を顧み給ふ可からず。又、額の櫛、道の間撤す可からず。勢多の頓宮に到りて、宮に納めらるべしてへり。内侍を以て、櫛篋を齋王の女房に給はしむ。次に東の扉を開き、王輿を寄す。齋王、退き帰りたまふ。輿に乗らんと欲するの間、主上、小安殿に還御したまふ。更に、尋常の御服に改め着し給ふ。余、蔵人等に仰せ、人を遣はし齋王、郁芳門を出て遠く去るの後、事の由を申す可く、暫く、遠く去るの由を申す。次に本の路を経て、左衛門の陣に入御したまふの間、御麻を供すと云々。警蹕・鈴の奏・名謁等の事無し。中殿に還御したまふの後、退出す。

或抄に云く、齋王出御の門の事、行事弁、御気色を取ると云々。今夜、此の事を申さざるは如何。弁、若しくは所存ある歟。今日の留守は藤中納言頭隆卿也。院の仰せに云く、弁無きの時、少納言留守たるは恒の事也。近例、覚へざるに依り、頭の弁を以て、外記に問ふの処、申して云く、上卿、若し弁の間、一人祇候するは常の事也。少納言留守の先例、分明ならずてへり。仍つて少納言、無き也。

一昨日の八省の儀、大略記すと云々。召に依りて之を奉る。文章、狼藉、甚だ以て見苦し、他見に及ぶ莫し。仰せて見及ばざるの事等、一切、出し侍らざる也。推量して、僻事を記す。必ず出来するの故也。野宮並びに御禊所の事等、又、注し給ふ可き也てへり。御禊所並びに野宮の私記仰せに依り又後日、殿下に奉上し了んぬ。

（平成十年九月三十日稿）

の左右の柱に副へて幔を引く。若しや是れ皇后同輿の時の装束。先例を尋ぬ可し。」

主上、御座に着御したまふ。次に御笏を召す。下官着座す。内侍、同じく壁下の座に着す。次に神祇祐中臣定長、御麻を執り、殿の東北壇上を経て、北面東の第一戸の外に候す。内侍進みて、之を迎へ取り、「件の麻、件の戸より供すの由、諸日記・次第等に見ゆと雖も、戸を開くの由を裁かず。仍つて、誰人も之を開く可きやを知らず。日者、中心不審とする所也。而るに今夜、頭の弁、自ら頗る排斥すと云々。□猶、圍司をして開かしむべき歟。尋ぬ可し。」伝俱し撫でしめ給ひ了んぬ。返し給ひ了らば、戸を閉す。次に御拝したまふ。「兩段再拝す。」次に、余、藏人に仰せて右少将公教を召さしむ。齋王の王輿、嘉喜門より入る。参入の間、圍司進みて戸を開く。「初め御麻を供するの戸也。」了りて座に復す。「件の座、東の扉の南北にある也。」次に王輿、壇上に寄す。女房三人、昭訓門より入る。「或ひは昭慶門より入ると云々。而るに上髪げ着する所也。成人の齋王は之れに着さず。輿を降りぬの間、忽ち此の旨を聞き、之れを徹すと云々。」齋王、座に着す。「此の間、内大臣、見られず。皇后宮権大夫師時朝臣、齋王を輔佐するは如何。」了りて圍司、戸を閉ぢ、本の座に復す。王輿、必ず、東廊の北の壇上に持ち退くと云々。女房、几帳を以つて齋王の座を指し隠す。外見を禁ぜんが為め也。次に幼主、舎人を召して二聲したまふ。「音勢、高く太し、衆人、感涙を拭はざるは無し。余、近く候して、之を教え申す。」舎人、

同音にて稱唯す。少納言源俊隆、版に就く。勅して中臣・忌部等を召す。「堂上の人々、召し成るの由を告ぐ。」少納言、稱唯して退出し之を召す。次に中臣・忌部・後取、物じて三人、版に就き了んぬ。勅して忌部を召す。稱唯し、東福門の南の石橋より昇り、参上す。「此の間、余候す。東の扉を開くべきの由、圍司、即ち之を開く。」東扉より入り、屏代・屏風の南方を経て進み跪きて笏を挟み膝行し拍手す。先づ外宮の幣を取り、「取らず。小机へ加え下す。」目の上に捧げ退き還り、後取に授ければ、更に還り給ふ。内宮の幣は、初めの儀の如し。兩人、本列の後に復し、則ち退出せんとす。堂上の人々留めしむ。

次に、勅して中臣を召す。稱唯して参上し、「其の路、忌部に同じ。」跪き御座〔の巽方〕に候す。勅して云く、齋内親王を進め奉らしむハ此れ恒例に依りて、三ヶ年ハ齋清めて、天照大神の御杖代ニ定めて、内親王を進め奉るぞ。中臣、宜く吉く申して進め奉れど宣る。「余、御旁に候す。兩三□教へ申す也。」中臣、稱唯して退出す。次に東の扉を開く。次に余頭中将忠宗朝臣を召して、之を取り、内侍に授く。内侍、之を取りて御座の左頭に置く。「筥を開く。」余、便ち件の内侍に仰せて云く、齋王の座の頭に就きて、迎え参らる可きの由を運ぶ可し。則ち、その旨を奉り、本の座に復す。次に齋王漸く進み、御座の前に就く。「女房、几帳を以つて齋王を指し隠す。」主上、櫛を取りて、齋王の額に刺し加へ、仰せられて云く、京の方に趣き給ふな。余、齋王の従女に仰せて云く、輿に向ひ給ふの間、

安殿の北壇において下す。〔或る説に云く、幣物小安殿に在るの時、壇の下に下さしめ給う也。群行の日に至つては、幣物、前の殿に在り。猶ほ、壇の上に寄す可しと云々。然而、寛治、議有り、長曆の例に依り、壇の下に寄せ了んぬ。仍つて彼の例に□也。〕此の間、公卿、別に北庭に居る。次に下り給う。〔予、参上して幼主を抱き奉る。〕入御したまふ。〔御所の馬道の東也。其の装束の儀、具さに装束使に尋ぬ可し。〕次に将、御輿を退く。公卿、昭慶門の東廊の座に着く。主上、御装束を解き給ふ。腋の御膳、御菓子等を供す。〔左金吾陪膳を為す。〕御殿の油を供せず。仍つて蔵人に仰せて大床子を供せしむ。左右所司、明を南壇の下に立つ。次に余、大極殿へ向ひ、御装束を巡検す。〔具に記文に見ゆ。仍つて更に記さず。但し摂政の座・御座、北頭南に之を敷く可し。而に東面に之を敷く。仍つて左中弁実光朝臣を召して改め直さしむ。装束使右中弁師俊朝臣、西河の前駈たるに依て今日御装束事、実光に仰せらる。又、齋王の座の前に小莖を敷くの由、日記等に見ゆ。而に敷かず。大夫史政重申す。或ひは敷かざるの由と云々。此の外は記文の如し。〕御座の後、並びに齋王の座の後、屏風或ひは二帖、或ひは一帖と云々。〔今日、各々一帖を立つ也。高座の北頭に一燈を供すの由、延久・寛治等の記に見ゆ。而に之を供せず。仍つて、蔵人に仰せて供する也。〕時に、夜雲収昼、秋月高く晴れ、金台玉楼の耀き清光、殆ど漢家の卅六宮に至るが如き者也。即ち帰りて小安殿に参る。齋王を相ひ待つの間、時刻、指し移る。

蔵人に仰せて齋王の参否を見せしめ、申して云く、藻壁門の方、炬火多く見ゆてへり。爰に、主上、御帛の御衣を着したまふ。〔件の御衣、預め、生絹を以て之を調ふ。而に、練絹を以て之を裁縫するは、大いに違例也。然而、今に至つては、計略を廻らし難し。仍つて沙汰せられず。神の例幣の行幸、久しく所司を経て忌を廃する状。推帯、院の仰せに依て有文を用ふ。先例は無文也。〕此の間、西河の前駈公卿等参入す。其の後、王輿、良久しく見えず。幼主、御寝したまひて数刻を経たり。王輿、参入して嘉喜門の外に在りと云々。爰に驚き奉り、主上、御膳を供す。此の間の行事、右少弁実親、頭の弁に付して、齋王参入の由を奏す。〔実親、職事として、直に参上し、奏す可き状。旧記、所見ある也。〕次に御手水を供す。〔頭の弁陪膳。両五位蔵人忠基・公教、後送し了んぬ。〕大極殿に出御したまふ。〔所司、豫、莖道を供す。莖の上、両面也。〕式宮・御笏・額櫛篋。〔件の篋の躰、小手巾篋の如し。蒔絵は亀鶴・巖水等の類也。白鴈あり。置口、青の錦の織立あり。新儀式に云く、件の篋、青に随つて之を用ふと云々。然而、近代新たに造らるる也。櫛は兼ねて作物所に仰せ、黄楊の木を以て之を作らしむ。紙を以て裹み、件の篋に納む。院の仰せに云く、裹む可からずてへり。然而、慥な例あるに依つて猶之を裹ましむる也。〕已上三ヶ物、六位蔵人、之を持ち、御後に候す。又、内侍〔之れ也。一人〕扈従す。今一人の内侍、釵璽を守護せんが為留りて後房に候す。侍臣、指燭を乗り後殿に候す。〔件の渡殿

子 房車の行事たる也。先々平氏多く以て祇候す。而に今年は
京 平氏、多く軽服を以て仍つて件の重実を差し遣はず也。
所 《撰政殿記》後朝、撰政殿、御消息を給ひて云く、齋内親
王葛野河に禊し、即ち太神宮に参る。(往代の御禊は、進発
と必ずしも同日ならず。然而、承平以後の記を見るに、
多く以て同日也。)今日主上、舍人を召すの声、中臣仰す
るの詞、具に故大殿後記に見ゆと雖も、帝王の御作法、偏
へに凡人の日記に依り難し。加之、未だ口伝を知らず。
仍つて今朝、頭の弁雅兼朝臣を以て法皇に奏せしめて云く、
此の日の主上の御作法、何様に申し行ふべき哉。具に聖訓
を奉じて將に叡聞に備ふべししてへり。頭の弁還り来たり、
仰せらるるの旨、甚だ子細あり、委しく記す能はず。後三
条院延久三年群行記を抄出し、これを下され給ふ。拝見の
処、文筆甚だ妙なり。儀式分明なる而已。申の刻許り、装
束を着す。「文帯あり。螺細の釵、尋常の如し。」即ち以て、
内に参り殿上に候す。雑事を催し行う。行幸を仰ぎて
仰事を召すの間、右丞相(家)御前に就き、頭の弁に付
して宣命の草を奏せらる。「例の宣命也。辞別無くんば、
若くは陣の座に在りながら奏せらるるべき也。」見了りて
返し給ふ。清書す可きの由を仰す。次に召仰せ事を仰す。
〔今度、行事の日時を勘せしめず、度々の例に依る也。寛
治三年の有識、勘せられざるの由、慥に見える所ある也。
而るに天永、之を勘せらるるは失也。〕次に、清書を奏す
るの次、使の王、御馬を申すの由を奏せらる。「今度、御
所に就けられず。」則ち、御馬の事聞こし食し了んの由を

返し仰す。此の間、主上、御装束を着し御ふ。〔黄櫨染の
御袍、大内に御すの時、神事の御服を着し給ふ。里第より
行幸あるの時、今、大路を渡り給ふ。使、無きに依りて、
直ちに着す。尋常の御服を御す。八省院に於いて改めて帛
の御衣を着し給ふ也。長和、承暦、寛治、天永等の例、此
くの如し。〕漸く秉燭に及ぶの間、初めて野宮に遣はず所
の小舍人帰参して齋王已に野宮を出て給ふの由を申す。則
ち、天皇、南殿に出御したまふ。〔其儀恒の如し。〕陰陽の
頭家榮、御反問に奉仕す。〔禄を給ふこと常の如し。〕次に
陣を引く次に右近次將左に渡る。次に右・内大臣〔家忠・
有仁〕以下列立す。〔按察大納言(経実)・治部卿(能
俊)・式部卿(忠教)・左衛門督(通季)・右衛門督(実
行)・左京大夫(経忠)・左宰相中將(宗輔)〕次に御輿を
寄す。鈴の奏・葱花無し。此の間、大刀契を昇出す。〔里
第に御すの時、共に候する先例也〕、次に御輿に乗御した
まふの間の儀、恒の如し。〔但し警蹕無し。〕東の中門を出
御したまふ。〔御網を仰せず。〕左衛門の陣並びに土御門大
宮二条等の道を経て朱雀門の東腋門へ入御したまふ。〔陽
明門の破損、殊に甚し。待賢門、近日卅日の穢あり。郁芳
門、先例無し。仍て此門より入御したまふ也。〕八省の東
廊東路を経て供奉の者は、廻廊良の隅に列す。下馬。〔愚
案、幣物大極殿に在り。並びに青龍楼の南辺に於いて下馬
す可き也。独り此の旨を存すと雖も指したる例無きに依て、
衆人に随ひて為す所のみ。〕御輿、昭慶門より入る。〔御
麻を供せず。大極殿において供す可きの故也。〕御輿、小

所 仍つて今朝、頭の弁雅兼朝臣を以て法皇に奏せしめて云く、
此の日の主上の御作法、何様に申し行ふべき哉。具に聖訓
を奉じて將に叡聞に備ふべししてへり。頭の弁還り来たり、
仰せらるるの旨、甚だ子細あり、委しく記す能はず。後三
条院延久三年群行記を抄出し、これを下され給ふ。拝見の
処、文筆甚だ妙なり。儀式分明なる而已。申の刻許り、装
束を着す。「文帯あり。螺細の釵、尋常の如し。」即ち以て、
内に参り殿上に候す。雑事を催し行う。行幸を仰ぎて
仰事を召すの間、右丞相(家)御前に就き、頭の弁に付
して宣命の草を奏せらる。「例の宣命也。辞別無くんば、
若くは陣の座に在りながら奏せらるるべき也。」見了りて
返し給ふ。清書す可きの由を仰す。次に召仰せ事を仰す。
〔今度、行事の日時を勘せしめず、度々の例に依る也。寛
治三年の有識、勘せられざるの由、慥に見える所ある也。
而るに天永、之を勘せらるるは失也。〕次に、清書を奏す
るの次、使の王、御馬を申すの由を奏せらる。「今度、御
所に就けられず。」則ち、御馬の事聞こし食し了んの由を

長奉送使参り来たる哉。如何と。外記申して云く、人々皆、参集す。昭訓門南腋の座、輿を寄す可きの由、仰せ有り。王輿、東福門より入る。昇り廊の南方より、大極殿の東戸前の壇上に寄す。先ず、圍司、戸を開く。齋王、輿に御したまひ、昇り廊を経て昭訓門より入る。前駟料、中納言雅定卿、参議師頼、四位六人〔季房、有賢、忠長、実房、経教、忠章〕、長奉送使中納言左兵衛督実能卿、藏人右少弁右衛門権左実親〔位袍・垂纓にて参入。御禊所より閑路を経て以平参入す。行事、之れ有るの由示す所也。〕

少史有重、中務少丞実重、扈從する哉。京極東二条の辺において女房等返して、網代車に乗る。東河の前駟、之を留む。或ひは女房以下、狩装束を着して騎馬と云々。〔東河の前駟中納言源実相、二人文帶有り。靴を着け、唐毛に杏葉を付けず。只行幸の儀の如し。供奉の経敏一人、杏葉。人々或ひは泥障を用ふる也。先例又、定まらざる也。承暦家賢、相公は泥障を用ひ、文帯無しと云々。尋ぬ可し。〕齋王出御したまふの後、頃而、御輿を小安殿の壇上に寄す。〔入御の時、壇下に寄す。此事無きは如何。群行の時の幣、大極殿に在るに依り、壇上に寄す可き哉。例幣の時の幣、小安殿に在り壇下に寄す。〕警蹕無し。右府、退出せらる。内大臣、按察大納言〔給ふ〕予〔騎を用ひ、杏葉を替え止む。西河の前駟、還御に供奉す可きの由、舊記に見ゆる也。仍つて、予・伊通と供奉す。〕侍從中納言皇后宮権大夫師時、供奉せず退出せらる。

治部卿〔能俊〕・民部卿〔忠教〕・左衛門督〔通季〕・別當

〔実行〕・左宰相中将〔宗輔〕、左京大夫〔経忠〕、其の路は朱雀の東腋門を用ひ、二条大宮土御門、皇居烏丸面東門より入り、御輿を寄す。鈴の奏並びに名對面無し。丑刻に及び人々退出す。

今日天晴る、時々小雨。然而、衣、湿に及ばず。夜、深更に及び雲葉収昼、月美しく甚だ明なり。

七月廿八日より待賢門卅日の穢、出来す。陽明門大祓す。郁芳門、殊に行幸無し。仍て朱雀門を用ひらる。予、前駟の行事。相宣、前駟、是れ天永の例也。

後に聞く、右大臣参内し仗の座に於いて内記を召し、宣命を草せしめ御前に進め奏聞す。仗の座に於いて清書し居ながら之れを奏すと云々。召仰せ有り。但し、日時を勸せられず。今日行幸。多く勸上せず。天永一度、勸せらるる也。彼の時、藏人の頭為房也。彼の人の案、事を尋ね知るべき哉。今度、反閑あり。大刀帯びて共に供奉すと云々。留守は藤中納言顕隆卿。但し、弁無し。御輿、小安殿の壇下に寄す。是れ殿下の仰せなれば、行幸、藤備前の介顕重を以て内の昇殿を聴さるる也。廢務の日如何。殊に比の如きの事、仰せ下されざる哉。女房以下の装束、所々の祿、網代車六両、齋王御服二具、御器、御調度、御屏風、御几帳等、讚岐守清隆朝臣、重任の功也。

予、今年四月、齋院入御の本院上卿なり。九月、齋宮群行の上卿なり。共に事の障りなく勤仕し了んぬ。是れ公事と雖も、且は神徳を仰ぐ。

源重実、院の仰せに依りて、今度、独り群行に扈從す。女

也。御輿を東西中央の間に寄す。「先づ女房一両、之れを下す。」南北東三面に幔を引く。「子細指図に在り。」御所の南辺に畳三枚を敷き「南北行」、儲けて公卿の座と為す。「小幔の外幄有りと雖も〔者〕、予以下、暫く此の座に着す。主神司、御手水を供す。松尾社奉幣す。「神祇官・寮官相ひ具す。」幣使申して云く、昨日甚雨の間、河の水、大いに出で、早く渡ること能はず。俄かに檢非違使に仰せて舟を召し、使等を渡さしめ了んぬ。荒妙の御服を迎へて着御したまう欵。宮主御麻を奉り庭中の座に着し、御贖物を進む。「二本」中臣、之を取り、簾の前に進む。中臣の女、簾中において陪膳す。御襖了らば、祿を給ふ欵。次に采女、威儀の御膳を供す。進物所□御膳を供す欵。簾中の事たるに依つて子細を見ず。弁を召し、山城の献物を止めしむ。近代の作法也。「兼日、国司に仰せて之を止む。」殿上・地下の人々参り来たる。「行宗朝臣、清隆朝臣、兼俊朝臣、五位一人参らず。」祿を公卿の前駟に給ふ。「地下、之を取らしむ。足らざれば寮の頭、之を取る。」典侍参り来たり参り進む欵。祿を給ふ「女装束一具」。寮の頭、之を取る。御輿を寄せ、前駟等前行す。藻壁門の下に於て、中臣、御麻を奉る。「近代件の門、之無し、只、楚石あり」門の中重、大極殿の道、深泥なさざる也。〔王輿、嘉喜門の前庭に至り留る。御輿、暫居う。久礼止古繰綱横木等を解く。行事蔵人左衛門権佐右少弁平実親を以て、王輿参り来たるの由を奏す。〕

別當実行云く、王輿、天永の時は嘉喜門の前の廊中の壇

上に立つる也。今度は前庭に在るは如何。此の事、案ぜず。但し、壇上の廊中の由、記文に見えざる也。強て、前庭に立つるは、難ある可からざる事欵。

頃而、蔵人少将公数来りて云く、王輿、入る可してへり。仰せに仍て嘉喜門に入り、大極殿の北面壇上より登る。圍司、北面東の戸を開き、御輿を寄す。「女房三人昭訓門より自らの車を下りて、東の前廊より参上す。先ず庭を道に敷く。御襖□御几帳三本を相ひ具す也。或ひは昭慶門より自らの車を下り、或ひは嘉喜門よりの由、度々日記に見ゆる也。然れば、大宮大殿、齋王を沙汰せしめ給ふの時、昭訓門より下り御ふ也。仍て、今度の諷諫、件の百己、是れ閑路也。宜しかるべき也。車、已に昭慶より下るの時、小安殿の馬道に迎へる。御所は是の中、便宜なきの故也。」齋王、御輿より下りたまふ。女房三人、几帳三本を取りて相ひ従ふ。

近代二本也。然れども、今度は三本を用ふ。是れ往古の儀也。師時相公行等の沙汰也。

北戸を閉して御輿、壇の下より東の廊西第二間へ居える。〔要輿相ひ従ふ。〕

其の後、幼主、舍人を召すの儀、誠に以て神妙也。少納言俊隆、召に依つて参り来たる。勅語の後、氏々参り来たる。御幣を給ふ。右大臣、座を起ちて、東福門より入り、門の西腋の座に着す。宣命を使の王に給ひ座に復す。「廊の壇上より往反す。」御殿の中の儀、慥に見えざるに依つて、委しく記す能はず。予、外記を召して問ひて云く、勅使の人々、

事の由を奏するの処、鳥羽の人夫百人、檢非違使五人、馬各五疋、奉る可きの由仰せられたんぬ。又殿上人飭馬不足。又、内侍、未だ参仕せざるの旨を催し遣す。又頭の弁に示して云く、行事蔵人の弁実親未だ参らず。大いに奇恠也。相尋ぬ□院の御使たる者参入し、申されて云く、昨日大雨、驚き思食さるる所也。寮中若しくは不淨の人祇候す坎。能々尋られるべしてへり。御返事に云く、不淨の人、全く候はず。只、出□^(車カ)に乗る女房の中、兩人月の障り有り。仍つて両□寮中只近辺において、車に乗り加へしむ也。且又、先例は、弁、御返事申さんがため、車を飛して院に参るの後、遅く以て帰参す。弁無きの間、予、史を召して、只、万の事を沙汰す。□史又申し上げて云く、大舍人只□来り申して云く、装束料を給せらる可してへり。行事所、符の案、無きに依り儲けず候ふ。本宮より下し給ふの由、符の案に見ゆ。仍つて寮の頭に尋ぬるの処、全く其の儲無し。これは如何。予、仰せて云く、此くのごとき諸司の憂、裁許せざる可からず。先□無しと雖も□餘分有る可くんば少々給ふ可き也。史□月残り少々候ふ所也。早く蔵し給ふ可きの由仰せ下す。又御髪上げの命婦〔小伊与〕参り来る。齋王の御髪之事、近習の女房に教へ申さしめ、御髪を上げさしめる也。女騎相□
い尋ぬるの処、功国より給ふ可き也。追つて尋ぬべし。仰の旨、仰す可き也。此くの如き事、弁進め参るの間、上卿、沙汰する所也。申の刻に及び、弁、適、参り来る。事を院の御使に寄せて遅参せらる。□不□坎。御玉飭并びに御簪、

行事所より女房の御中へ奉り上す。是れ天永の時、遅れて出来するに依り、大極殿行事の弁、之を取りて女房に付す也。今度は野宮より、齋宮の御髪に□^(加カ)ふ可きにより進上する□也。但し、御玉飭ハ幼少の齋王は、御髪を上げると能はざるの時、玉鬘を召す可きの由、愚心を存すると雖も、近代成長の齋王は皆、御頭に加へ給ふ所也。仍つて、奉り上す可き也。此事能々尋ぬ可き坎。野宮の齋王出御したまふ。□神祇官、分配して之を壊し取る。申の時に臨み、予、前駟の公卿と、鳥居の南の幄の座に着す。件の幄二字〔卯・酉を妻と為す。〕、西幄に公卿の座を儲け、〔東は上北面し、兀子を立て、前に饗を居へ、或ひは南面す。延久三年、公卿は東幄に着す。已に故有る坎。〕東幄に畳を敷き、四位陪従の座と為す。使を召し、外記を召す。外記以平〔行事也。〕皆、参上し申す。又問いて云く、先後次第使、供奉の諸司参る哉。皆参るの由を申す。仰せに云く、外記を候〔□〕せしむる。唯退き了んぬ。御輿寄するの由を聞く。予、侍従中納言〔実隆〕、参議二人〔師時、伊通〕靴を着し、南庭の東方〔西面北上に列立す。〕主神司中臣一人、藤殿御屏風を立てしめ、輿に重り了んぬ。前駟四位四人〔頭重、家隆、忠能、師俊〕、公卿等騎馬す。供奉の諸司前行次第司、式部少輔菅時登〔飭馬〕行列常の如し。道路甚だ遠し。泥水、殊に深く、老者の騎馬恐れ有り。乗燭に及び御襖所に至る。〔松尾の前、東岸、桂河に向ふ。〕、桂河の東辺、木工の寮、五間の葺屋を立て、後に幄一字を立て。〔西面。往年或ひは西に向ふ。只、河の流れに随ふ

子 齋宮寮

京 權大屬正六位下藤原朝臣親行

《本任の少屬、今後転任也。》

所 天治二年九月八日

太政官謹奏

左近衛府

藏人式部省將監正六位上高階朝臣通憲

右衛門府

藏人式部省少尉正六位上源朝臣清雅

《行幸舞人の料、□成さる、也。》

天治二年九月八日

書き了り、予、披見の後、外記を召し封せしむ。予、筆を執りて封の上に墨を引き、筥に入れ外記に給ひ、内覽せしむ。殿下、東三条に御す也。頃而外記、帰参す。予、封を開き之を見る。外記を召し、二省の参否を問う。外記申して云く、政人、不参の替りに録、陣の外に候す。外記を召し寄せ、筥に入れながら外記に給ふ。録に伝へ仰す可きの由、仰せ下し了んぬ。此の次に外記、筥硯を取り重ね退出す。予、申文を成し束ね、懐中に入れ退出し了んぬ。時に夜半也。小雨。頗すこぶる灑したたる。

十四日、「壬午」天晴る、齋宮群行〔名は守子内親王、後三条院の孫、輔仁親王の女、母は故大納言源師忠卿の女、内大臣は同母弟也。〕予、上卿並びに前駟に依り、巳時、束帯を着け野宮に参る。〔文帶有り。馬靴沓、黒地の鞆、

平鞆、杏葉、唐鞍轡、大下鞍、唐毛を具す。〕先ず、本宮の事を沙汰せんがため、御所の東庇の座に着す。寮の頭忠隆を召し、万の事を問う。出車、未だ持参せず。殿上人の飭馬かま、多く以て不足たり。殿上・受領の馬、未だ進め集まらざるの間、事々懈怠けんたいなり。凡そ旁行かたがた事差分人、之を為すのは如何いかん。皇后宮権大夫師時〔前駟□□〕参らる。〔隨身蠻絵（手カ）平故録〕本宮親昵しじつの人たるに依り、万事を行はしむ。中務少輔忠宗、内大臣の使、参入す。便すなはち、出車の事を行はしむ。女房六両〔此の中、童子一両、上達部進めらる。〕糸毛二□□内府、進めらる。〔侍從中納言別當の牛と云々。而るに別當の牛、進め参らるるの間、寮の頭の私の牛を上へ奉る。〕而るに三平鞆、本より之れ無してへり。仍つて予、平鞆、密々に之を奉る。〔糸□□〕車、鞆連りて着す。然而、只今、出来し難し。仍つて、事の成敗を以て先と為す可し。故に予の平鞆を進める也。殿上□□多く以て進めず。寮の頭の馬、少々相い儲く坎内大臣、参り給ふ可し。先づ暫しばらく、相い待つと雖も、遂に参り給はず。藏人右衛門尉源清雅〔青色〕参り来る。寮の頭相い逢いて女房に申す。寮の頭、御扇を持ち、簾中に進む。〔女房料廿三枚、童女料四枚。〕□□〔本より畳を此の東の座に敷く。〕寮の頭、勅使藏人頭清雅を召して着す。寮の頭、緑を取り給ふ〔女装束〕。藏人、緑を東庭に取り、二拝し了りて退下す。小舎人二人、仕丁、小緑を給ふ坎。寮の頭、申し上げて云く、山城の人夫、馬を進めず。之を為すは如何いかん。予、消息を以て頭の弁に示して云く、人夫進めず。返事に云く、

候せざるの由、申し文奇怪也。〔用意の事相い叶ふ也〕弁に仰せて書かしむ。

檳榔毛の車六両、出さる可き事。

〔別當を改む〕

皇后宮大夫家／民部卿家／源中納言家／左衛門督家／

藤中納言家／左京大夫家／

車副各六人〔冠を着く可し。〕

〔前駟を除くの定〕

褐衣・袴・布帶等、寮より請ふべし。

天治二年九月八日

童女の騎馬四疋、寄せらるべし。

備中守朝臣／參河守朝臣／丹波守朝臣／讃岐守朝臣／

〔是れ殿上に非ず受領也。〕

陪從各二人 口付二人／菅笠・裳深沓等を副ふ可し。

天治二年九月八日

已上二通、弁書き了りて之を進む。予、見了りて寮の頭に下し給ふ。早く催し廻らさしむ可きの由仰せ下す。今日、上卿の座は饗を居えず。是れ本寮の習はし欵。齋院出車の日を尋ぬ可し。必ず饗を居える也。二、三車の牛の事、並びに御禊日役の諸大夫兩三人の事、内大臣殿に申す可きの由、寮の頭に示し了んぬ。是れ本宮親昵の人、沙汰せしめ給ふ可きの故也。

秉燭、事了りぬ。退出す。来る十二日吉日也。奉幣の後、齊□度々先例、除目有るの由、大外記申す所也。仍つて延引の由、頭の弁の許へ示し了んぬ。且又、上官に下知し了

んぬ。夜に入つて家に帰り休息す。

深更に及び外記以平、頭の弁の使として来りて云く、今夕、必ず除目、行ふ可きの由、院宣有る也。是れ齋宮中臣、成さるるの次、藏人、官を給ふ可きの故也。只今參る可きの由、答へ了んぬ。此れ宰相中将、催す可きの由、外記に示し了んぬ。俄に出で立つ。亥の時許り宰相中将を相い具して仗の座に參る。先ず奥の座に着し、頭の弁に尋ぬ。則ち来り申文等を下すの次いで、藏人三人官を給ふの事、口宣す。予、申文一通を取る。大略、氣色を結び申す。〔□人、八人に及ぶ。頭、寮の事は折紙を下し給ひ了んぬ。〕予、笏を取り副へ、端座へ移り着き、官人を召し膝突を敷かしめ、外記を召して仰せて云く、除目、行はる可し。硯紙、持參す可し。二省を経可し。外記帰り入り、硯を宰相中将の座の前に置く。予、宰相中将〔宗輔〕を招き、且は教訓を加へ書かしむ。

太政官謹奏

陰陽寮

陰陽師正六位上大中臣朝臣知成

漏尅博士從五位上大中臣朝臣行俊

漏尅博士正六位上惟宗朝臣信実

〔已上寮の奏、齋宮御禊に供奉す可き料也〕

藏人式部省少丞正六位上大江朝臣時賢

伊勢齋宮

主神司

中臣正六位上大中臣資実〔本官、服替を成す。〕

子 伊勢国

京 介正六位上高階朝臣兼平

權介正六位上紀朝臣定衡

所 大掾正六位上大鹿宿祢□遠

少掾正六位上惟宗朝臣清忠

權少掾正六位上宗岡宿祢助忠

天治二年八月廿三日

《此国、近日大掾一人、少掾一人、本任の人有り。其の外闕也。但し先年掾七人を成し加へらるる也。仍つて今度加へ任ずる也。》

太政官謹奏

齋宮寮

門部司／長官正六位上伴朝臣季房〔長官の字有り〕

馬部司／長正六位上額田部宿祢国季〔官の字無し〕

天治二年八月廿三日

《此の二司、武官に依り別に□書く也。》

先ず殿下に尋ね申すの処、官奏了りて後、御出したまふてへり。仍つて、外記を召し、除目二通を封ぜしむ。予、墨を引きて管に入れ、〔暫く例の人を留む。〕外記に給ひ内覽せしむ。頃而、帰り来り除目の管を置く。予、封を解く。頭、外記を召して問ひて云く、或の省□省候う哉。外記□候ふの由、予、之を仰せて召せ。此くの如きこと三度に及ぶ後、外記申し奏す。式部丞、不参の替の録、陣の外に候す。予、外記を召し寄せ、管に入れ乍ら文官の除目を給ふ。仰せに云く、伝え給へ。此の次いで例文を返し入れ、硯宮

に取り重ねて、帰り入れたんぬ。外記、二省作るの由を申す。後に、陣に候するの由を申す。頗る奇恠歎。

次いで兵部丞一人、□予、除目を笏に取り副へ北面し仰せて云く、未宇古。兵部丞来りて膝突く。予、右手を以つて微々之を給ふ。丞給ふの後、本所に立つ。仰せて云く、未介給へ。〔□〕稱唯し帰りにんぬ。次いで退出す。時に子の一點。

今日御襖點地也。仍つて行事の史以下陰陽寮の頭、西河に行き向ふ。行事の弁実親、行き向はざるは如何。差稱□承例、近代、弁以下必ず行き向ふ。頗る以て奇恠歎。申の時許り、出し車を定め申さんが為め、束帯を着して野宮に参る。御所の東庇の下の板敷、畳を敷く也。行事の弁実親、此所に参る。點地勘文、予に覽す。〔陰陽寮、點地の所より野宮に参る。侍所において饗に着き祿を給ふ。勘文を以て弁に付し退出し了んぬ。〕

予、之を披見す。殿下御覽ず可きの由、弁に仰す。〔後に又持ち来たたる可からず。直に史に下す可きの由仰せ了んぬ。〕是れ奏書と為すに依る也。幼主の御時は、只撰政、覽ず也。次いで又寮の頭、同じ勘文を覽じ、見了りて返し下す。〔陰陽寮、本寮に付す歎。〕次いで出車・出馬の事を定め申す。本宮の侍、紙筆・硯筆・統紙を置き、折敷を置き、持参す。宮の職事、若くは寮の助、束□を着し役す可き歎。

〔之或いは中臣、例文を進む。〕今日、参らざるは如何。予、例文を尋ぬるに、去年の沙汰人に依れば、取り置かず

寮印二つ共、寮官受取るの由、行事の史、申し上ぐる所也。誠まことに以て欣よろこび感かず。日ひ者在し所ところを知らず走り求む也。

齋王ハ毎月一日腰輿およよに乗り、外の神殿に入り給ふ。十一日、廿一日は内の神殿に入御し給ふの由、寮の頭、申す所也。内の神殿は御殿みどのの巽角たづみのの間也。是れ野の作法也。

夜に入り馬一疋を長奉送使左近衛實能の御許へ送り了んぬ。

戌の刻、予、内に参る。先ず奥の座に着す。頭の弁雅宣、申文三通を下す。予、一通を取り、気色を結び申す。〔一通ハ齋宮寮官の夾名きょうなま、一通ハ十二司の長官に成す可き夾名、已上二通、本宮より頭の弁に付して奏聞。一通、伊勢介・掾の夾名、彼かの国司注し申す。国の解を副へ頭の弁に付す也。是れ齋王群行並びに三度の御禊御参、齋王参上の間、供奉祇承す可き官人料、是れ先例に在り、多く注し申す也。

頭の弁仰せて云く、任ず可してへり。予、申文を笏に取り副へ、移りて端の座に着し、官人を召して膝突を敷かしめ外記を召す。少外記以平小庭に候す。仰せて云く、齋宮十二司の除目、行はる可し。例文・硯紙、持参す可し。二省、外記を催す可し。稱唯いしちし帰り了んぬ。例を筥はこに入れ、予の前に進む。硯筥は紙置に入る。宰相中将〔宗輔〕座の辺、例文並びに夾名まがなに任せて除目を書かしむ。且又、諷諫ふうかんを加へ、次第を書かしむる也。書き了りて持ち来る。予、之を披見す。

太政官謹奏

齋宮寮

権助従五位下藤原朝臣行宗

権助従五位下藤原朝臣重賢

権助正六位上伴朝臣行兼

権大允従五位下清原真人頼水

権大允従五位下出雲宿祢忠宣

少允正六位上伴朝臣季連

権少允正六位上頼貞王

大属正六位上藤井朝臣宣正

少属正六位上藤井朝臣親行

権少属正六位上紀朝臣為宗

舍人司／長官正六位上佐伯宿祢友忠

蔵部司／長官正六位上伊勢宿祢正延

膳部司／此長官正六位上高橋朝臣経保

炊部司／此長官正六位上多米連成清〔已上長官の字〕

已上従六位下

酒部司／此長正六位上酒人古人近房

水部司／此長正六位上水乃連時房

殿部司／此長正六位上車持宿祢友房

掃部司／此長正六位上掃部宿祢成房

已上従七位下

女部司／長正六位上大中臣朝臣重房

薬部司／長正六位上伊勢宿祢友光

〔已上長の字有り。官の字無し。先々の司次第相違也。〕

今度官位相當を任ずるは次第で書かしむ也。〕

大いに出る也。群行の妨と為り驚き聞く所也。早旦、院に参り奏す可きの由答え了んぬ。九去月下旬、今月上旬霖雨の間、所々河水大いに出る也。海底と成る也。今月の群行誠に恐れ有り。

十二日、早旦院に参る。御物忌と雖ども女院殿上の方へ参り、宗章に付して打出浜海水の事を奏す。仰せに云く、件の旨、夜前聞こし食す也。然れば如何。申して云く、今月下旬、長凶に会ふ。仍て儲日無し。然れば渡舟を打出浜に上せ、河舟を以つて渡る。□彼の打出浜、宣す可きの由、夜前、重実申す所也。仰せに云く、早く舟を召す国々に下知せよ。明後日、件の濱辺、舟共を上進せしむ可し。仍て行事并並びに史に下知し、宣旨を成し、国々に分給し了んぬ。「弁史、皆参り来る也。」又頭の弁、件の旨を行事・衛府等に仰せ下され了んぬ。又申して云く、齋宮御禊定路は二条也。皇后宮御所二条堀川也。何様に作る可き哉。但し二条の面、大御門無し。仰せに云く、早く先例に任せ、二条を用ふ可き也。

又申して云く、木工寮、部座並びに東西京の道、各作る事、叶はざるの由申し上ぐ。近代検非違使に仰せらるるてへり。仰せに云く、部座運ぶ事、左右京道の道作りの事、共に早く検非違使に仰す可してへり。別當示さる也。仰せの旨を伝へ、各々検非違使に仰せ下され了んぬ。「部座運ぶの事・成国に下知せらる也。」齋宮寮の印、関白の開戸院の由、遣はし尋ぬるの処、已に持ち来る也。今日、吉日に依

り齋宮寮に渡し了んぬ。山城国司、之を受け取る。渡し奉る可きと雖も、尋ね得たるを以つて先と為す。早々に渡し了んぬ。但し主神司の印ハ、未だ尋ね得ず。若是れ神祇官に在る歟。重ねて前の寮の頭季実入道に尋ぬ可きの由、仰せ了んぬ。晩頭に及び万事沙汰し退出する所也。藏人右衛門尉源清雅来る。典侍に請奏・宣旨二枚を下す。仰せて云く、請に依りて行事の弁に下す。寮の頭来る。万事を沙汰し、深更に及び帰りましたんぬ。

十三日、去夜より雨降る。今朝雨止まず。群行大いに妨げ也。天の然からしむる、誠に何為哉。

神祇官の沙汰者、申し上げて云く、明日の御禊の供奉の官人、皆障を申し、本官に叶はず、下部催すてへり。仍つて行事の外記に仰す。共に法を催す可きの由、下知する所也。三人の事に依る也。行事の弁、只今申して云く、主神司の印の沙汰者、尋ね得る所也。日者、在所の事を知らざる也。□乍ら、件の沙汰者を召し、早く尋ねらるべきの由、下知し了んぬ。

二省の録、前後の鹵簿各一卷を進む。寮の頭申し上げて云く、出車二両闕け了んぬ、又残りの人々を催す可きの由、答へ了んぬ。

終日雨降る。一時も止む無し。明宣・経則申し送りて云く、鴨河橋、水の為めに流れ了んぬ。又々他の検非違使を合力に指し副へらる可く浮橋を渡す可してへり。則ち消息を以つて別當に觸れ了んぬ。

頭の弁、宣旨を送り了んぬ。〔昨日の消息今夕送る也。〕

天治二年九月八日 宣旨

從五位下源朝臣中子／齋宮内侍と為す可し。

從五位下平朝臣範子／同じく宣旨と為す。

蔭孫无位源朝臣資子／同じく女別當と為す可し。

藏人頭右大弁源雅宣

予、行事の弁の許に送り、定めて本宮の使に下知す。

十日〔凶会欠日〕天晴る。今朝、右近将監忠方入り来りて云く、群行に参る可き官人、皆出立する所也。但し楽器、本寮に在ると雖も人夫、叶はず。之を如何と為す。予仰せて云く、早く行事の弁に触れて、山城の人夫を給し、楽器を運ぶべき也。件の忠方、雅楽寮の沙汰人也。行事所の御物具、昨日、残りの物皆運ぶの由、伝へ聞く所也。人夫、叶はずと雖ども運送、尤も感悦了んぬ。人夫、昨今合せて卅余人運ぶ也。是れ寮の御所の御装束也。寮官、此の日来り尋ぬるを得ず。寮の頭季実入道を用い、沙汰せざるの致す所也。行事の史、弁の使と為る。先日、下さる所の撰津国申す群行雑事、官使に給する事の例、見えざるの由、官の続文也。

又、北陸道の大祓使、加賀・能登国司、承引せざる解状申し上る事。梅宮北路、水底と成る事。猶ほ、明兼に仰せて仰せしむ可きの由宣旨有り。

十一日、天晴る。頭の弁、書を送りて云く、寮の仰せ事、

仰せに依つて前の寮の頭季実入道に尋ぬるの処、申し上げて云く、去々年上洛の次いで、開戸を院の下司の男に預け置くてへり。此の旨に驚き、慥に尋ぬ可きの由、行事の史に仰せ了んぬ。今夜の中、旨を尋ね取る可く下知する所也。季実入道、日者此の旨、申さず。大いに奇恠也。又頭の弁、仰せて云く、明賢朝臣病に依り辞退の替り、有賢を催すべしてへり。件の旨、外記に仰せ了んぬ。

下人云く、明賢所勞灸治の間、強て前駟を催さる。仍つて已に出家了んぬてへり。此事不便也。

撰津守、官使に申し給ふ。群行雑事を催さしむの事、官の続文に云く、當国所見無してへり。

件文、今朝、頭中將に付し了んぬ。本より下さるるの故也。

頭の弁、深更に及び又示し送りて云く、伊賀守憲明申す輕服に依る日數過ぎ了んぬ。齋宮造宮司の事を差し還へす。勸例を被むるの処、見えざるの由、官、申す所也。仍つて裁許なし。又混ざる所の庄々、注申すべきの由、憲明に仰すべしてへり。去月より七ヶ日の輕服有り。代官親仲朝臣を以て齋宮造宮の事を勤仕せしむる也。

又、伊勢守申す、仮の祭主俄に群行雑事を勤仕せざるの条、祭主に仰せられ下文を奉る也。此の下文を持って国司に給すべしてへり。則ち国の使を給ひ了んぬ。几群行雑事の国々・庄々各權威を募りて勤仕せざるは、誠に以つて不便なる歎。

深更に及び源守美人入り来りて云く、近江国打出浜、水

子 仰せらるる也。刑部ひ、先兼を以て勤仕せしむ可してへり。
京 本省の下部に仰せて家保の替り、未役を注進す可してへり。
所 四位四人を注申す。鈴香山の近江方、作る可からざるの由、
祭主申す旨、頭、仰せ下し無き也。

七日、天晴る。行事の史来たる。御物運ぶ可きの日次、陰陽の頭家業の消息、之を読む。先々日時ひの勘文を進めず。只消息を以て之を奏覧す。「進発、来たる九日。御帳立事、十四日十八日」見りて史に返し給ふ。「使は史生一人也。」申時許り、讃岐守成功の齋宮御調度并びに女騎装束等、見せしめんが為め送る所也。一読の後、野宮に奉り了んぬ。

八日、「丙子、代日、忌日に帰す。」天晴、明賢朝臣、東河の前駈を勤仕す可きの由、家保外記に仰せ了んぬ。頭の弁、昨日仰せ下す。又鈴香山の近江方の道作りを勤む可きの由、下知の事と雖も叶はざるの由、申し上るの由頭の弁に付し了んぬ。齋宮造宮使申して云く、一日の大風、大雨の為めに頗る損亡すこの由、申し上ぐ、則ち頭の弁に付し了んぬ。

今夕、俄にわかに除目有る可きの由、頭の弁仰せ下す。則ち下知し了んぬ。二者催さしむる所也。

齋宮中臣の父男亮範、門前に来たりて云く、去夜、息男の小僧山上に於て殺害せられたんぬ。仍よつて中臣輕服、出来すてへり。驚きながら寮の頭、頭の弁に示し了んぬ。且は本寮并びに使の序に申す可きの由、且は又仰含み了んぬ。是れ敵人のなすところと云々。

頭の弁、書を送りて云く、齋宮造宮使代親仲申すの事、早く先づ在庁官人などに達し、造宮の事を勤め終らさしむ可し。鈴香山路、近江国司勤仕す可きの事、重實、女房車六両の行事た為る可しと云々。

三箇条、則ち行事の弁に下知し了んぬ。

九日〔丁丑滅門〕今日齋宮御殿の御装束の物具、運び始めしむ。行事所より行事の弁、消息を送りて云く、山城の人夫叶はず。又雨脚殊に甚し。御物未だ運ばずてへり。驚きながら頭の弁に付して奏聞す。仰せに云く、一物と雖も今日、必ず運び始めむ可し。件の旨、下知の処、又、走人申し上げて云く、只今、三分の一運び送り了んぬ。使の史生、是近、今日勢多駅家に着す可してへり。又明賢、灸治に依りて東河の前駈を勤むこと能はざるの由、頭の弁に付して奏聞す。仰せに云く、慥たしかに催し勤めしむ可く外記に仰せ了んぬ。又近江国司注し申す国中の所々日に依りては、大雨、道路河と成る事、頭の弁に付して奏聞す。仰せに云く、国司々の外、誰人が作る可き哉や。慥に件の所々、其の路を作る可してへり。予、申して云く、日者の霖雨の間、道路皆損するの上、今日雨、誠に以って甚し。事無きに非らず。恐おそくは早く祭主の如きを以つて神祇官に籠り、祈り申さしむるは如何いかん。今月他社の奉幣、無きに依り、止雨使を立てられるべからざる也。仍よつて只、神祇官の御祈を以つて大鳴を為す可きの故也。仰せに云く、尤も然る可し。仍よつて頭の弁、祭主に仰す可きの由奏進り了んぬ。

三日、今朝雨脚殊に甚し。此の雨、群行むら為すの間、近江・伊勢皆水底と成らんことを恐ると云々。近江国司の陳状、今朝、頭の弁に付し了んぬ。状に云く、在庁官人等皆、近江国に下向し、群行の事を相い營むの間、官省符庄々の外、忽ち注進す能はずてへり。巳時許り、院より頭の弁に仰せて消息ある也。甚しき雨の中、僮僕、叶はずと雖も出立する所也。則ち馳せ参ずる頭の弁・行事の弁参会す。仰せて云く、北面に候する衛門尉・近衛尉なま並びに陣に候する輩やから、夾名を書き出し、行事に差し渡す可き也。則ち、頭の弁、夾名を注し進め覽ず。また渡す可き人数を書き分け、行事に給う可し者へり。晩頭、仰を承はり退出す。伊勢国司庁の下部等を申し請ひ、檢非違使明兼に仰せて下し遣し了んぬ。混る所の庄々に付す可きに依る也。

四日、天初めて晴る。行事の史来り點地の勘文を覽る。寛治の例、上卿、陣に参り勘申の由行事の弁申す所也。陰陽の頭家栄申し遣して云く、度々た只、行事の官の消息に依り勘申する所也てへり。度々の例に依つて里亭ながら勘しせしむる也。見了りて弁に進下す可きの由仰せ了んぬ。昨日、仰せ下さる所の人数、国々と丹波の父、終夜注し出し頭の弁に付し了んぬ。先日、典侍の請奏二枚の勘例、本の藏人に付し了んぬ。

五日、家保朝臣申して云く、来る十四日は忌日也。御禊の前駈を勤むこと能はずてへり。史の友重申して云く、来る

九日齋宮御節俱請奏見了りて返し給う。早く下す可してへり。是れ弁の使也。源重實、群行の御共に候すべきの由の請文、寮官に申し上げ相尋ぬるの処、山城前司範景に渡すの由、仰せ下し了んぬ。已上、史、申し上る。寮の頭申送りて云く、数日霖雨の間、鈴香山中の道路損すの由、申す所也。頭の弁に付す。頭の弁、申し上げ送りて云く、近江国司重任申す、官省符庄々を除くの外、公卿庄園平均して群行の雑事に宛てんことを。仰せて云く、早く檢非違使正弘に給ひ、官の使と相共に催もようさせしむ可してへり。近江守申請の如く裁許し了んぬ。咲わらひを含みて退出すてへり。日者、申請すと雖も未だ裁許を蒙むらざる事也。齋宮寮、内舍人代の事を申す。「皇后宮権大夫、挙げ申す二人の中、先日治部卿、一人を下知す。障有るの替也。」

正六位上藤原朝臣貞章／内舍人代を望む

天治二年八月廿七日

行事の弁に下し了んぬ。近代宣たてまつを上る。「官旨の書を書き寮に下知す。」讚岐守成功の齋宮の人々の装束、今日院御覽すと云々。

六日、天晴、鈴香山数日の霖雨に依り、損するの由、頭の弁に付して奏聞す。「路の事に付して寮頭申し上る也。」家保朝臣、忌日に依り、東河の前駈を辞退す。辞退之旨、同じく申し了んぬ。刑部の亟三人障の事有り。

已上三ヶ条、奏す可きの由、頭の弁の返事有り。

頭の弁仰せ下して云く、鈴香山路、作る可きの事、祭主に

本文

天治二年(一一二五)九月

一日、己巳、天陰り雨、なほ降る。已に数日に及ぶ、世間□愁と為す。天下衆人、御燈を行はず、祓、群行に依る也。未の時許り、院に参る。頭の弁に付して両条を奏聞す。近江、伊勢國司申す。群行雜事、國中の庄々對捍を成し叶はざるの間、一定關念に及ぶ。今に於いては治める術無しへり。仰せに云く、早く檢非違使等の下部を遣はし、催し濟せしむ。又申して云く、行事の檢非違使正弘・明兼等也。二人を両國に遣はす。近江〔正弘〕・伊勢〔明兼〕。仰せて云く、件の兩人且は仰せ下すべしてへり。則ち消息を以て別當に下知し了んぬ。

今朝、近江守宗兼入り来りて云く、殿下大番舍人三百人、名田各三町合せて九百町に及び勤仕せざる也。之を見るに院の召仕又、勤仕せず。此の如きの間、公田千町に及び俄に勤仕せざる也。去々年、大嘗會の時、皆勤仕する所也。驚き乍消息を左中弁の許に送り、殿下に申せ被る可してへり。晩景、左中弁、殿下の御使として来たりて云く、大番等左右を論ぜず勤仕せしむ可き也。已に仰せ下し了んぬ。但し國司切符に云く、大番、餘田を勤仕すべしてへり。國司申して云く、餘田本より之れ無く餘過□也てへり、此の事尋ぬ可し。院に参るの次で殿下・大番勤仕せしむ可きの由、摂政仰せ下すの旨奏し了んぬ。

又、頭の弁申し上げて云く、一昨日の待賢門、卅日穢、出來す〔小児棄つる也〕。此の事大いに驚き奏聞す。是れ群行の日、輦の路也。仰せに云く、出御は何れの門を用ふ可きや。予申して云く、行幸は陽明門を用ふ可き也。齋王出御は郁芳門を用ふ可き也。但し陽明門は近日大破す。何様に候ふ可きや。仰せに云く、陽明門已に以て大破す。朱雀門の腋門を用ふ可き也。是れ八幡行幸の時、彼の門を用ふの故也。予並びに頭の弁奏し了んぬ。且又、新院に奏す可してへり。頭の弁則ち新院の御方へ参り奏せらるる状。次いで摂政殿〔東三条〕へ参り件の事等を申し了んぬ。夜に入り、藏人清雅〔□亮〕来たりて宣旨二枚を下す。典侍正五位下藤原栄子申す、来る十四日の齋王群行の間の用途料事、〔一枚は大藏省、一枚は大炊寮〕、已上を仰せて例を勘へしめ、則ち行事の弁に下す。

二日、〔欠付□〕天陰り雨、寮の頭に送書を下して云く、明日の出し車延引する所也。水、大いに出て、野宮の中の人、履行する能はずてへり。来る八日候す可してへり。承はり了んぬの由、返事を送る。則ち弁に下知し了んぬ。今日雨脚終日降る。京中川と成る。

頭の辨、書を送りて云く、近江國司庄々重ねて注文の後、檢非違使に給す可してへり。件の旨彼の國司に下知し了んぬ。明兼、頭の弁の使として入り来たりて云く、仰に随つて下部を伊勢國に遣はす可し。對捍せる庄々を催す為也。

なお、ここにみえる「中御門右大臣」、「花園内大臣」について、『公卿補任』第一篇、天治二年項によれば花園内大臣は云うまでもなく、風流をうたわれた守子齋王の兄源有仁であり、この当時二十三歳で内大臣正二位であった。また、中御門右大臣は、宗忠の極官で記されているが、この時、宗忠六十四歳であり、催馬楽の上手であった。ともかく、守子齋王の群行直前に縁ある人々によって、催馬楽、琵琶、箏が奏され、齋王へのはなむけとされたことがわかる。

(15) 齋宮の女官については、拙稿「平安時代の齋宮女官」(上・下・補遺)、『古代文化』三十一・三・四、三十一―一、昭和五十三・四年刊)を参照。

(16) 天皇の行幸行列を函簿(ろぼ)という。これについては、野田有紀子氏の近稿「日本古代の函簿と儀式」、『史学雑誌』第一〇七編第八号所載)が参考になる。

(17) 所 功氏「齋王発遣儀式次第の成立」(『古代文化』第五二卷第二号)参照。

(18) たとえば、『山槐記』(『史料大成』)の永暦元年(一一六〇)九月八日の二条天皇朝齋宮好子内親王(後白河上皇々女、母藤原成子)の群行記事と比較してみると興味深い。すなわち、記主中山忠親は、このとき藏人であったが、額の御櫛のさい、「天皇勅日云々、其御語不聞及、……次天皇令刺御櫛於齋王額御欸。其間事、依候壁外不能旁記。」と記している。それにくらべて、今回は、法性寺殿忠通の記事が引載されており、忠通は八歳の崇徳天皇に近侍し、「勅して云く、齋内親王を進め奉らしむるは……宣ふ。」という勅語のあと、「余、御傍

に候し、両三[]教へ申す也」と書いている。十五歳の守子齋王へ櫛を刺し、「京の方に趣き給ふな」という勅語を与えられるが、これも忠通が両三(なんども)教へ申したことがわかる。

(19) 櫛筥は小手中筥で、蒔絵に亀鶴巖水が描かれ、白臍(臍)があり、青い綿の織立もある。櫛は、作物所に仰せて黄楊木を以て作られるが、これを紙に裹(つつ)んで筥に治めるとある。この櫛と筥については、『田中本春記』(注8参照)長暦二年(一一〇三八)九月三日条によると、櫛は螺鈿があり、二寸許の細長であったという。又『江家次第』(卷第十二、神事)では、櫛は長二寸許、方四寸の金銀蒔絵筥に入れるとあり、松折枝と鶴が描かれていたという。

訓 読

凡 例

- 一、宮内庁書陵部蔵(九条家旧蔵)『中右記部類』「齋宮群行下」の全文を、書き下し文で掲げる。
- 一、原文の記主藤原宗忠自筆による修正(見せ消しの左傍の注記)文字は本文とする。
- 一、割注は()に一行書き、頭注は当該箇所へ()として記入する。
- 一、虫損などの欠失および判読の困難な文字は[]で表し、行詰は/印で示す。
- 一、漢字は殆ど常用の字体、送り仮名は歴史的仮名遣い、振り仮名は現代の表記を用いる。

注

- (1) 橋本義彦氏「部類記について」(昭和五十一年刊『平安貴族社会の研究』所収。初出同四十五年刊『古記録の研究』)。なお、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』(統歴史篇所載「部類記」昭和二十六年刊)も参考になる。
- (2) これについては、土田直鎮氏が新訂増補国史大系月報No2(のち平成四年刊『奈良平安時史研究』所収)に紹介されている。
- (3) 私は、昭和五十六年『國書逸文研究』第六号に宮内庁書陵部の許可を得てこの『中右記部類』「齋宮群行下」を翻刻させて頂いた。今回は、これを読み下し、解説を加える。
- (4) 増輔『史料大成』15『中右記』七(三〇五～三八九頁)に所収。
- (5) 同右巻末、三八九頁。
- (6) 橋本氏前掲書三五二頁。
- (7) 戸田芳美氏『中右記―躍動する院政時代の群像』関係年譜、昭和五十四年刊)。
- (8) これについては、拙稿「良子齋王の伊勢群行・覚書―『田中本春記』にみる実況―」(『藝林』第四十三卷第四号所載、平成六年刊)を参照。
- (9) なお、この目録は、この他に康和元・二・三年、大治元・三年のようにいずれも『中右記』本記の欠けている部分が残っている。
- (10) また『一代要記』(崇徳院天皇朝の齋宮項)などにも「守子内親王」とみえる。『本朝皇胤紹運録』などによると「伏見の齋宮」と称された。
- (11) なお、同母兄の源有仁も、『本朝皇胤紹運録』に「為白河養子」また『今鏡』(みこたち第八)にも、(有仁)「御年十三になり給ひし時、初冠せさせ給ひしかば、白河院の御子にし申させ給ひ」とみえ、守子も兄の有仁も御猶子となったことがわかる。
- (12) 『本朝皇胤紹運録』頭注に、『一代要記』を引き「保元元年三月二十九日薨、四十六」とあることから逆算して天永二年生まれと推定。
- (13) それによれば、「齋王御所」は「六角堀川」にあり、齋王は「糸毛」の車で「御車副十四人」を伴い、御襖は多くの人々が見学したとみえる。
- (14) 『十訓抄』には、次のごとくみえる。
「天治二年八月十日あまりのころ、伏見の齋宮、野宮におはしけるに、群行も近くなりぬとて、中御門右大臣、花園内大臣などさるべき人々、俄に参会したりける。夜更くる程に、月の隈なきを見捨てがたくて、各々出でもやられぬ折節、女房等を爪音やさしくかき合せて、みもすそ川の御出立も、むげになりぬ。伊勢まで誰か思ひおこすべき、うち乱れる御遊はこよひこそといひ出でたれば、誠に然るべき事とて、右大臣催馬楽をうたひ、内大臣琵琶ひきて、御簾の中の箏の音に調べかはしたるさま、いといひ知らず。楽ども数を尽くしける程に、内大臣かたき物忌なれば、明けざる前にとて出られけるに、轅をさきやすと詠じて立たれける。かへるもとまるも、互に名残惜しかりけり。」

江・伊勢が水底とならないか、心配している。

へ五日へ齋宮寮の頭かみから、数日來の霖雨で、鈴香山中の道路が破損していると知らせてくる。また、讚岐守の成功しやうこうによる齋宮の人々の装束を、院が御覧になる。

へ六日へ鈴香山路破損のことを奉聞。早速、近江方で作るよう祭主に仰せられる。

へ七日へ齋宮の御物運搬の日時について、陰陽寮の頭家榮に勘せしめ、九日と決まる。また讚岐守成功の齋宮御調度及び女騎装束などを見て野宮へ奉る。

へ九日へ齋宮御殿の御装束の物具が山城の人夫によって運ばれるが、雨脚ひどく運搬に難渋。やっと三分の一度が勢多駅に着いたという。また、近江国司より大雨で道路が河となったとの報告をうけ、宗忠は祭主らに神祇官で止雨の祈願をするように伝える。さらに、今夕、宣旨により齋宮女官が決まる（齋宮内侍に源中子、齋宮宣旨に平範子、齋宮女別当に源資子¹⁵）。

へ十日へ楽器及び残りの御物具（齋宮寮の御所の装束など）が山城の人夫によって搬ばれる（人夫は延べ三十余人）。

へ十一日へ去月からの霖雨で近江打出浜が海底のごとくなっているとの知らせあり、群行の妨げとなることを心配している。

へ十二日へ齋宮御禊の定路は二条を用いることにする。また、今日は吉日なので、齋宮寮の印が関白から山城国司を経て齋宮寮へ渡される。

へ十三日へ「前後の鹵簿ちほ図各一卷¹⁶」が進められる。また、

夜に入り、馬一疋を長奉送使左近衛実能の許へ送る。さらに、齋宮寮（権助以下）及び齋宮寮十二司と伊勢国司（介以下）などが決まり、出車・出馬の事があった（檳榔毛車びんろうけ六両、童女女騎馬四疋、菅笠、裳、深沓などが用意される。）

へ十四日へ齋宮群行の当日、幸い好天に恵まれ、宗忠は上卿として巳時（午前十時頃）束帯をつけ野宮へ参る。

大極殿における齋王発遣の儀式次第については、所功氏¹⁷が明うかにされたごとく、すでに村上天皇朝の「新儀式」逸文や白河院政期の「江家次第」、および田中本「春記」などにもみえるが、この「中右記部類」齋宮群行記には、他の日記、宗忠が上卿の立場から詳しく記しており、しかも撰政忠通の記録まで引載しているので、その実情を具体的に知ることができる。

すなわち、この日、守子齋王（十五歳）の御髪上げが命婦（小伊与）によって野宮で行われ、御玉たまかざり飴と御簪かんざしが行事所より女房に上られた。野宮を出御された守子齋王は秉燭（火をともしころ）桂河（西河）東辺の御禊所（松尾社の前）に着された。齋王の王輿は、長奉送使の中納言左兵衛督実能と行事蔵人の右少弁右衛門権佐実親に伴われ、大極殿の東戸前へ寄せられた。女房等は、京極東二条の辺（東河川賀茂川）で祓をして網代車あじろに乗った（この日の網代車六両や齋王御服二具、御器、御調度、御屏風、御几帳等は、すべて讚岐守清隆朝臣の重任の功である）ことなどが知られる。なお、額の櫛とその宮についても詳しい¹⁸。

三、齋宮（守子内親王）群行記の要点

この「中右記部類」「齋宮群行記」の全内容は、後掲の訓読を通して頂きたい。ただ、その前にこの時の伊勢斎王守子内親王について少し説明し、また主な内容の要点について略述しよう。

守子内親王は、天永二年（一一二一）、後三条天皇の第三皇子である輔仁親王の娘として誕生した。母は大納言源師忠の娘で、同母兄に源有仁がいる（部類天治二年九月十四日条）。

このように彼女は親王の娘（天皇の孫）だから「女王」と呼ばれるべきところ、宗忠は「内親王」と記している¹⁰。その理由は、「帝王編年記」（巻二十）に「齋王守子内親王〔輔仁親王女、白川院御猶子、保安四年六月九日卜定〕とあるごとく、守子内親王は白河院の御猶子（養女）となつた関係上、内親王として扱われたのである¹¹。

守子内親王は、数え十三歳¹²の保安四年（一一二三）二月十九日、崇徳天皇（父鳥羽院、母待賢門院璋子）が即位されたので、同年六月九日、伊勢齋宮に卜定された。これから崇徳天皇が御譲位されるまで十二年間在任する。

守子齋王は、藤原為隆の日記「永昌記」天治元年四月二十三¹³日条で、この日、齋宮御禊を行ったことがわかる。なお宗忠は、七月七日、穢により上卿を一時辞退し、翌二年六月八日復任している。

つぎに、天治元年九月二十七日、守子齋王は野宮へ入御して潔斎生活を送られることになったが、翌二年七月十日

には、大風で野宮の御所を修理している。なお、八月十二日、群行一カ月前に「野宮聊遊興事」（目録）とあるのは、有名な「十訓抄」の話と符合して興味深い¹⁴。

さらに、八月二十七日、守子齋王は野宮の「神殿」に入れられ、また群行前日の九月十三日にも神殿に入っておられる。この点に関して、部類記の九月十三日条に「齋王、毎月一日、腰輿に乗り、外の神殿に入り給ふ。十一日、廿一日は内の神殿に入御したまふ。」とあり、野宮入御中、齋宮が一日（外の神殿）、十一・二十一日（内の神殿）に入れられ、天照大神を遥拝されたことがわかる。

そして九月十四日、前月来の多雨による洪水等の心配もない晴にめぐまれて、齋宮守子内親王は伊勢へ群行される。そのあと、齋王は九月十九日、無事本宮（齋王御所）へ入御され、二十三日には長奉送使左近衛実能が京都へ戻っている。

なお、守子齋王は、この年の十一月十七日・十八両日、初めて伊勢神宮へ参られ、十二月の月次祭（三節祭のひとつ）に奉仕しておられる。

本文の内容は多岐にわたるが、紙幅の都合で興味ある要点のみ摘記しよう。

へ一日へ一昨日、待賢門に小児が棄られ、大変驚く。この門は、群行の日に鳳輦による天皇の発御する路にあたるので、早速それを朱雀門の腋門に改められた。

へ二日・三日へ天候は数日來の大雨によって、野宮の中まで水が入り、京中は川となる。そのため、群行のとき、近

<p>天治二(一一二五)年</p>	<p>6月8日 初齋宮の上卿、又奉行す。 11日 勢多橋、作るべからざる事。 22日 散位藤原忠隆を以って、齋宮勅別当と為すの事〔忠宗の替り〕。 7月4日 群行成功の事。伊勢・近江申請の事。 6日 讃岐守清隆成功の群行雑事。群設行前使判官の事。 8日 讃岐守成功の雑事。 9日 齋宮御服の事。 10日 野宮、大風にて修理す。 13日 齋王御装〔束〕の事。 17日 群行の御舟を諸国に宛つるの事。 18日 齋宮中臣女の事。長奉送使事。 20日 齋宮御帳作り始むるの事。 28日 齋宮御服の事。 29日 群行大祓す。 8月2日 群行の人数を注するの事。 5日 前使を齋宮に遣すの事。 7日 勢多渡しの事。 8日 群行楽人の事。 11日 浮橋有無の事。治部卿、前駟を辞退するの事。 12日 野宮、聊、遊興の事。 13日 齋宮装束司出居の事。 14日 讃岐守、齋王以下の装束を野宮へ進めるの事。齋宮造宮、服に依る代官の事。齋宮並びに離宮勤めるや否の事。 17日 群行雑事。 23日 近江・伊勢、官省符本免の外の宣旨の事。齋宮十二司除目並びに伊勢以下〔缺文〕</p>
<p>27日 齋宮、神殿に入り給ふの事。齋王の御玉鬘の事。 29日 群行大祓の事。 9月5日 齋宮内舍人代。 6日 雨に依り香鈴<small>（新書カ）</small>の事。 8日 齋宮中臣の服、出来の事。御襖の點地。出車定め<small>（新書カ）</small>の事。小除目の事。 9日 齋宮御装束を寮へ送る。齋宮宣旨・女別当の宣旨の事。 10日 寮印の沙汰。 12日 近江の打出浜、水出るの事。寮印の事。 13日 □印<small>（新書カ）</small>の事。二省の録、前陣の鹵簿図を進む。寮印出来の事。齋王、神殿に入るの事。 14日 齋宮群行〔撰政殿御記を加ふ〕。 17日 群行雑事。 19日 齋王、本宮に入御したまふの事。 23日 長奉送使、帰洛す。 29日 群行雑事史、上洛す。 八、九月の間洪水、天下多く損亡すと云々。六月以後、毎日大略、群行の事を記し付す歟。 12月17・18日 齋王、始めて参宮す。(月次祭)</p>	<p>なお、天治二年九月十四日、宗忠(六十四歳、正二位権大納言)は、四月の賀茂齋院入御上卿に続き、いま(九月)伊勢齋宮発遣上卿を無事に務め終えたことに感謝をこめて、「予、今年四月、(賀茂)齋院入御本院の上卿なり。九月、(伊勢)齋宮群行の上卿なり。共に事の障りなく勤仕し了んぬ。是れ公事と雖も、且は神徳を仰ぐ也。」と記している。</p>

どを清書し（『中右記』天永元年十月、同二年五月条）、また保安元年（一一二〇）六月十七日条には「今日、私曆記を部類し畢んぬ。寛治元年よりこの五月に至る三十四年間の曆記なり。合せて十五帙百六十卷なり」と自身の本記を自分で部類するため、一昨年から今日に至るまで、長男の宗能に「且は書写せしめ、且は切り続きせしめ」、『中右記部類』の原型を作成したと記している。宗忠が祖先と自身の日記の重要性を最も強く認識していた時期といえよう。

そのためか、現存の『中右記』をみても、権中納言・権大納言時代の記事が極めて詳しく充実しているように思われる。⁽⁷⁾ それだけに、(2)の天永元年（一一二〇）、および(3)を含む前後六年間の本記が欠けて無いのは惜まれる。とはいえ、この『中右記部類』第二十七によつて、(3)の天治二年九月記の内容を詳しく知ることができる。

もつとも、この部分は、斎王を野宮から送り出し、大極殿での儀式をすます、いわゆる「発遣の儀」⁽⁸⁾ に関係する一日から十四日までの京中記事だけであり、伊勢へ向けての路中記事はない。⁽⁸⁾ しかし、このとき宗忠は、斎王発遣行事の「上卿」⁽⁹⁾（公事を執行する上席の公卿）をつとめているため、その記事はきわめて精緻かつ具体的である。

ところで、『中右記目録』は、天治元年三月一日から翌二年十二月二十九日までの分が残っている。⁽⁹⁾ そのおかげで、天治元年三月から翌二年八月までの、斎王が卜定されてからの野宮の諸行事、そして群行に至るまでの概要がわかるのである。ついで、九月の斎王発遣の儀に関する部分は

『中右記部類』斎王群行記（下）と『中右記目録』の当該部分を較べてみると、部類記の記事がいかにかに詳細で貴重かということが、確認できる。しかも『中右記目録』には九月十五日以降の記事があり、簡略ながら斎宮寮への到着、長奉送使（監送使）の帰洛、さらに初めて斎宮の参宮などの事実を知ることができる。

そこで『中右記目録』にみえる斎宮関係の記事を抄出し、左に表示しておこう。

天治元（一一二四）年	
5月2日	斎宮上卿として奉行すべき事「昨日仰せ下さる」。
4日	伊勢に奉幣す「狐矢の事」。大夫史政重持ち来る。斎宮上□。
6日	斎宮の事、沙汰し始む。
6月9日	牛、斎宮の御□に入る。
12日	野宮を沙汰す。
17日	野宮を點地す。木作り始めの日時を勘申す。
20日	野宮を沙汰す。
23日	野宮木作り始め、點地す。
27日	斎宮、晦の御祓を沙汰す。斎宮勅別当重兼、始めて奉事。
28日	野宮作事を沙汰す。
7月1日	斎宮雑事の日時を勘する事。重兼、斎宮の事を奉ず。
16日	野宮、棟上げ。
17日	家中に五體不具の穢、出来し、斎宮上卿を辞し申す。治部卿、奉行す。
9月26日	斎宮先駈け御覽を沙汰す。
27日	斎宮、御禊し、野宮に入る。
10月14日	外宮流（河カ）水、入るを沙汰す。斎宮中臣卒去す。
12月29日	雅定中納言、斎宮上卿と為る。

この第二十七・臨時神事第九は、見返の部類項目に「齋宮群行下」と記されている。臨時神事は全十巻のうち、一（奉幣・内御宮主・大神宮雜事）と二（諸社雜事・御祭并御祓）、およびこの九（齋宮群行下）と十（公卿勅使・宇佐使）の四巻しか現存しないが、齋宮群行に二巻も充て、いるのは注目に値しよう。しかも、この「下」に収録されている部分は、『中右記』の本記が全く欠けている天治二年（一一二五）九月一日～十四日条であって、分量的にも内容的にも貴重な逸文といえるのである。³⁾

たゞ、もつとも重要な齋王發遣当日（九月十四日）の詳細な記事の後半部分をみると、実は「後朝、撰政殿記（原傍注）撰政殿給御消息云」と断り、以下に「撰政殿記」＝「法性寺殿記」同日条の全文を引載している。この「法性寺殿記」は、藤原忠通の自筆本（九条家旧藏・宮内庁書陵部本）が平成元年にコロナタイプ版で積本を付して八木書店から公刊されており、その限りでこの部分は「中右記部類」の逸文といえない。しかし、同じく齋王群行の發遣儀式に關与した撰政の忠通（二十九歳）が上卿の宗忠（六十四歳）^{忠通}に対して、自ら撰政として体験したことを二日後に詳しく記録したものを「消息」で宗忠に送り、その末尾に「野宮并御禊所事等、又可注給也。」と依頼したところ、宗忠はその全文を自記に引載すると共に、上卿として自らの体験に基づく「御禊所并野宮私記」を「依仰又後日奉^{忠通}上殿下了。」と付記しており、このような日記相互の引用關係が明白に判る例は珍しく、その意味でも貴重な記事といえよう。

なお、『中右記』には、本記と部類記だけでなく、『中右記目録』⁴⁾も残されている。これについては、つとに矢野太郎氏が「本文日記の闕けたるを補ふべき文あり、或は又本文の誤脱を訂正するに足るものもある」とされ、また橋本義彦氏も「現存本記の欠を補う貴重なもの」と指摘しておられる。

二 「中右記」の目録と部類記の關係

記主の宗忠は、八十年の生涯で齋宮群行に三度も関わっている。すなわち、まず(1)寛治三年（一〇八九）九月十五日、堀河天皇朝齋宮善子内親王（白河上皇々女）の群行、ついで(2)天永元年（一一一〇）九月八日、鳥羽天皇朝齋宮姁子内親王（白河上皇々女）の群行、さらに(3)天治二年（一一二五）九月十四日、崇徳天皇朝齋宮守子内親王（後三条天皇々子輔仁親王女、白河上皇御猶子）の群行を、それぞれ京都で見送っている。

しかし、このうち、『中右記』の本記に記事が見えるのは(1)のみで、しかも当時まだ二十八歳（正五位下右近衛少将）で、そのせいか百五十字足らずの簡潔な記事しか書いていない。

それに対して、(2)の当時は四十九歳で正二位権中納言、また(3)の当時は六十四歳で正二位権大納言という高い地位にあった。しかも(2)～(3)のころは、曾祖父頼宗（藤原道長息、母源高明女明子）の「堀川大殿御記」、祖父俊宗の「大宮右府記」（大右記）、父宗俊の「故大納言殿御記」な